

議案第82号

東十勝消防事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東十勝消防組合規約を次のとおり変更する。

東十勝消防事務組合規約の一部を変更する規約

東十勝消防事務組合規約（昭和45年地方第1812号指令）の一部を次のように変更する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（事務の承継）

第14条 組合の解散に伴う事務の承継については、次のとおりとする。

- (1) 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）は、とちかち広域消防事務組合が承継する。
- (2) 消防団に関する事務は、関係町が承継する。

附 則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。